

令和5年生駒市議会（第3回）定例会議案

（ 追 送 分 ）

令和5年6月8日

生 駒 市

議案第 40 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 消防ポンプ自動車（消防団）
- 2 取得価格 23,650,000円
- 3 契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク32番地  
株式会社モリタ 関西支店  
支店長 土居典生
- 4 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札

令和5年6月8日提出

生駒市長 小 紫 雅 史